

出雲市地域商業等支援事業費補助金について

～各種事業区分のご案内～



出雲市では商業機能の維持向上、商店街等の賑わい創出等を目的として、下記事業区分に該当する新規開業者等への補助制度（地域商業等支援事業）を設けています。

～小売店等開業支援事業（一般枠）～

■対象となる業種・・・小売業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業又は娯楽業。

ただし、一部対象とならない業種があります。（P.5 参照）

■対象となる地域・・・出雲、平田、大社、斐川の各商業集積地。また、商業用（店舗、事務所）に使用された実績があり、かつ開店日まで1年以上商業用に使用されていない『空き店舗』が対象物件となります。

さらに、週5日以上、9時から17時の間に4時間以上の営業を行う必要があります。

■補助対象経費・・・家賃、改修費、広告宣伝費（いずれも税抜金額：ただし、広告宣伝費のみを補助対象とすることはできません。）

【家賃】

- ・交付決定前に支払われた家賃は対象になりません。
- ・駐車場代、土地の賃借料、敷金、手付金、共益費等は補助対象外です。
- ・店舗所有者と家賃支払者が3親等以内の親族、同居の親族、出資額が50%を超えるいわゆる親子会社ではないことが条件です。

【広告宣伝費】

- ・開店から3ヶ月間経過するまでに、実施するチラシ、ポスター、HPの作成、WEB広告費などが対象です。

【改修費】

- ・開店までに実施する工事が対象です。
- ・間接補助事業者が所有するものが対象となります。
- ・建物と可分できるものは備品購入費となり、対象になりません。
- ・工事完了後、適切に実施されているか検査を行います。

■補助率・・・補助対象経費の1/2以内

■補助上限額・・・150万円（家賃＋改修費＋広告宣伝費）

家賃：120万円（10万円/月、開業から12月分）

改修費：150万円

広告宣伝費：30万円

～小売店等開業支援事業（中山間地域枠）～

■対象となる事業者・・・下記のいずれかに該当する者のうち、食料品・日用品の販売により、地域住民の買い物不便対策に資すること。

ア 市内において、小売業に係る開店計画を有する会社又は個人

イ 市内において、小売業に係る事業承継計画等を有する中小企業者又は個人

■補助対象経費・・・改修費、備品購入費、備品リース料 ※いずれも税抜き金額が対象

■補助率・・・補助対象経費の 2/3 以内

■補助上限額・・・200 万円

～移動販売・宅配支援事業～

■対象となる事業者・・・食料品・日用品の移動販売又は宅配を行う中小企業者又は個人等

■補助対象経費・・・ア 移動販売又は宅配に必要な車両及び設備の取得費、広告宣伝費（車両及び設備の取得費を申請する場合に対象になります。）

イ 移動販売又は宅配の運営費（年間経費が 20 万円以上で対象）

①燃料費

②車検費用

③修理費

④備品購入費（冬用タイヤ等）

※いずれも税抜きが対象

■補助率・・・ア 補助対象経費の 1/2 以内
（中山間地域で事業を実施する場合は 2/3 以内）

イ 定額

■補助上限額・・・ア 200 万円

イ 1 年目 5 万円

2 年目 4 万円

3 年目 3 万円

～商業環境整備事業～

■補助対象者・・・中小企業者、商工会議所、商工会等

■補助対象経費・・・施設設備の設置、取得、整備に要する経費 ※税抜き金額が対象

例：街路灯の整備、公衆トイレの整備または地域住民が利用できる施設等の整備にかかる経費など

・単なる施設の更新、機能維持のための修理・保守は対象外です。

・中小企業者の所有となる場合は対象外です。

■補助率・・・補助対象経費の1/2以内

■補助上限額・・・1,000万円

～外国人接客向上支援事業～

■補助対象者・・・中小企業者、商工会議所、商工会又は個人等

■補助対象経費・・・個店及び商店街等において外国人の誘客を促す取組みにかかる経費

※税抜き金額が対象

※事業者の人件費、内部関係者の謝金、旅費、使用量等は補助対象外

■補助率・・・補助対象経費の1/2以内

■補助上限額・・・【店舗】5万円

【商店街等】20万円

注意事項（共通）

★開業後及び発注後の補助金交付申請は受けませんので、必ず事前に相談ください。

★申請額が市の予算額に達した時点で、補助金申請の受け付けを終了します。

★補助事業開始（補助金の交付決定）後、5年間は営業を継続すること。

5年以内に閉店・店舗移転等により事業を廃止された場合、交付済の補助金（交付決定日から事業廃止までの期間に応じた割合計算にもとづく金額）の返還を求めます。

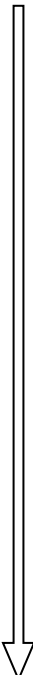
- ・地域活動・まちづくり等への積極的に参加するなど地域への貢献が見込まれる事業であること。
- ・補助金の交付申請ができるのは、1事業者につき1回限りです。
- ・市税の滞納がないこと。
- ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団又は暴力団員でなく、これらと密接な関係を有していない者であること。

注意事項（小売店等開業支援事業）

- ・中小企業者は、原則として県内に主たる事業所を置く事業者です。
- ・県内での店舗移転は対象となりません。

手続きの流れ

契約日又は開業日の1ヶ月前までに以下の手続きが完了するよう、余裕をもってお手続きください。（事前相談から開業及び発注までの期間が短い場合、補助金交付申請をお断りすることがあります。）

- 
- ①事前相談、ヒアリング（出雲市、各商工会議所・商工会へ）
開業予定日、開業場所等の事業内容をヒアリングします。
 - ②開業後5年間の事業計画を作成
商工会議所・商工会経営指導員が作成をサポートします。
 - ③市へ事業計画書を提出
提出書類：事業計画書、経営指導員意見書、賃貸借契約書（写）、見積書（写）
図面（改修費がある場合のみ）
 - ④事業計画書の内容確認（県・市）
必要に応じて、事業計画を修正いただく場合があります。
 - ⑤市へ補助金交付申請
提出書類：補助金交付申請書、市税の滞納がないことを証明する証明書
県と市の事務手続きの都合上、上記③～⑤には、概ね3週間程度を要します。

交付決定後 店舗改修費、広告宣伝費の発注を行ってください。

補助金交付決定後、市へ以下の各種報告書類を提出いただきます。

★各種報告書作成にあたっては、商工会議所・商工会経営指導員と必ず協議し、所定の様式により報告してください。

- 【開業後 6ヶ月、12ヶ月経過時】 小売店等開業支援事業（一般枠）のみ
 - ・補助事業実施経過報告書（事業計画どおり事業が進捗しているかを報告）
- 【補助金交付年度の10月末】
 - ・補助事業遂行状況報告書（4～9月までの売上、今後の見通し等を報告）
- 【年度末及び補助期間終了後】
 - ・補助事業実績報告書（補助期間中の売上額等を報告）
- 【補助期間終了後：交付終了年の翌年度から5年間】
 - ・補助事業実施効果報告書（前年度の売上、今後の見通し等を報告）

出雲市地域商業等支援事業費補助金実施要領第 4 条（抜粋）

（補助事業者）

第4条 補助事業者は、次の各号の要件を備え、市町村民税等を滞納していない者とする。

なお、対象となる業種の定義は、以下のアからオとする。ただし、力からクに掲げる事業を行う者及び団体は対象としない。

また、要綱第6条に定める補助金の交付申請は一事業者につき一回限りとする。

- | | |
|-------------|--|
| ア 小売業 | 日本標準産業分類大分類における小売業 |
| イ 宿泊業 | 日本標準産業分類大分類における宿泊業 |
| ウ 飲食サービス業 | 日本標準産業分類大分類における飲食サービス業 |
| エ 生活関連サービス業 | 日本標準産業分類大分類における生活関連サービス業（ただし、易断所、観相業、相場案内業（けい線屋）を除く） |
| オ 娯楽業 | 日本標準産業分類大分類における娯楽業（ただし、競輪・競馬等の競走場、競技団、芸ぎ業（置屋、検番を除く）、場外馬券売場、場外車券売場及び競輪・競馬等予想業を除く） |
- カ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和 23 年法律第 122 号)第 2 条第 1 項に規定する風俗営業のうち第 4 号又は第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業に該当する事業を行うもの。
- キ 宗教、政治・経済・文化団体
- ク フランチャイズ・チェーン方式によると認められる事業（ただし、直営店以外は除く。）